

# 安全就業ニュース

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会

## 今月の事故



保護帽(ヘルメット)は必ずかぶってね。  
約束だよ。

### 1. 事故の概要(就業中) <1ヶ月以上6ヶ月未満>

傾斜が30度以上ある法面に植わっていたハゼの木の剪定を行う際に、三脚を梯子のように木に立てかけて作業を行っていたところ、木が重みに耐え切れず根元付近から折れ、会員は倒れた木と三脚の上を滑り、高さ6m弱下の地階に繋がるコンクリート階段へ滑落。脳挫傷などの重傷を負い、救急搬送された。なお、**事故当時、ヘルメット・安全帯は未着用だった。**

### 2. 事故の原因

- ① 事故を起こした現場は、急斜面の法面で三脚を立てることができないため、そもそも扱ってはいけない樹木だった。
- ② 三脚メーカーは、三脚を折りたたんだまま木の幹や枝、塀などに立て掛けたり、水平にして使うことを禁止しているにも関わらず、事故会員はハゼの木に立て掛けて作業を行っていた。
- ③ 事故会員は**ヘルメット(安全帽)、墜落制止器具(安全帯)未着用**で転落し、頭部を強打したため被害が甚大になった。

### 3. 事故後のセンターの対応及び再発防止策

#### 【センター】

#### 【事故後の対応】

事故発生の翌々日に該当出張所の剪定班緊急会議を行い、事故の詳細を把握するとともに、再発防止策について協議した。また、安全・適正就業対策委員会において事案を共有した。

その後、再発防止策について全剪定就業会員に通知した。

#### 【再発防止策】

- ① 全剪定業務就業会員から、剪定・安全適正就業基準の遵守等を記載した宣誓書を徴取。
- ② 剪定安全パトロール強化期間を7月～9月とし、抜き打ちによる安全パトロールを実施。
- ③ **安全パトロール時など、作業中のヘルメット(安全帽)、墜落制止器具(安全帯)未着用者を現認した場合は、安全・適正就業基準に基づく委員長からの指導として暫定的な就業停止を行う。**
- ④ 会員による見積前に、発注があった現場の状況を出張所が安全の観点からチェックし、危険と判断した場合は、受注を断る。

#### 【連合の再発防止策及びセンターへの指導】

- ・ **事故の第一報時、ヘルメット・安全帯の未着用、傾斜30°以上での作業は言語道断。センターとして根本的な対策を依頼した。**
- ・ 7/31 実施した県連合会安全就業促進大会の安全宣言(要約:会員同士で注意し合う勇氣と受け入れる謙虚さが必要である事。シルバー人材センターの基本理念の共助:共に助け合う)を会員に徹底させるよう要請した。

#### 4. 全シ協から

保護帽（ヘルメット）の装着については、徹底されつつありましたが、残念ながら、また起こってしまいました。安全就業ニュースで繰り返し掲載してきましたが、また、掲載せざるを得ません。以下について再度、徹底していただきますようお願いいたします。

**①剪定作業では、保護帽（ヘルメット）の装着を徹底してください。（注⑧必須）**  
また、あご紐はしっかり締め、ぐらつかないように着用してください。**②脚立・足場板を使用する場合は、墜落制止器具（安全帯）の装着も必須です。装着が難しい場合や地面同様の環境が確保できない場合は、お断りください。****③現場を確認の上、樹の高さ、太さ（できる限り地上作業にする、高さ太さの基準を現時点より低く設定する）など周辺的环境（アスファルトの道路、コンクリート、大きい石などがある場合の対策、断るなど）を確認し、受注する場合もそれぞれの就業会員の能力、体力に見合った仕事を提供してください。****④契約以外の就業を禁止****⑤複数人での作業体制を確立（事故の重大化を防ぐため、お互いが視認できる位置での体制の確立）****⑥脚立、梯子の上ではチェーンソーの使用は禁止****⑦作業現場は整理整頓****⑧作業手順及び注意事項の作成****⑨作業別安全チェックシートでの確認などに十分気をつけていただき、会員、役職員皆様に安全、安心できる環境の確立をお願いします。（6 全シ協発第 69 号 令和 6 年 6 月 3 日付 令和 6 年度シルバー人材センター事業 安全・適正就業強化月間実施要領 参照）**